

令和2（2020）年度の授業等について（～令和3年2月7日）

(R3.1.17更新)

1 授業方法等について

(1) 原則

令和2年12月17日（木）から令和3年2月7日（日）までの間の授業は、オンラインによることとします。

(2) 対面授業の取扱い

実験・実習を伴う授業は、可能な限り上記の期間以外で、日程を変更して実施します。ただし、資格取得等の理由により、感染拡大防止対策を徹底して、当該期間内に対面で行う場合がありますので、授業担当教員からの指示に従ってください。

2 入構制限

「県立広島大学活動基準」により、学生の登校は、次の場合に限定しています。大学での滞在は必要最短時間とし、用事が終わったら速やかに帰宅してください。

区 分	備 考
研究（実験を含む）・実習、これらを伴う対面授業（各キャンパスにおいて認められたものに限る。）の受講	授業担当教員からの指示に従ってください（予約不要）。
教員との対面指導が必要な活動（卒論・修論指導）	事前に教員に連絡し、登校時間を調整してください（事前予約制）。
教職員との相談が必要な活動（就職・学生生活に係る相談等）	事前に関係部署又は教職員に連絡し、登校時間を調整してください（事前予約制）。 ※可能な限りメール又はオンラインで相談してください。
大学が許可した施設等の利用（対面授業に前後したキャンパス内でのオンライン授業の受講、図書館の利用、コピー機等の利用）	事前に関係部署又は教職員に連絡し、登校時間を調整してください（事前予約制）。 ※許可されていない講義室、体育館、グラウンド等は利用できません。
課外活動（屋外での個人練習に限る。）	事前に顧問等に連絡し、登校時間を調整してください（許可制）。 ※大学施設を利用しての屋内での活動及び屋外での団体活動はできません。
大学でのアルバイト（実験補助、T A・S A、事務補助等）	担当教職員からの指示に従ってください（予約不要）。

※ 証明書の発行は、郵送等により対応します。時間に余裕をもってメール等で提出してください（証明書の自動発行機は利用できません。）。

3 感染防止対策等

(1) 行動等の指針（一般的留意事項）

これまでと同様、広島県の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」の「県民の皆さまへのお願い」事項を参考に行動してください。

併せて、「県立広島大学活動基準」等に基づく事項も順守してください。

(2) 登校時における「3密回避対策」等

対面授業等で登校する場合は、授業等に必要なもののほか、必ず①マスク、②学生証、③登校日以前2週間の健康記録票（スマホをお持ちの方は、健康管理アプリでも可）、④登校日以前2週間の行動履歴を記録したもの、⑤フェイスシールドを持参して登校してください。

※ その他、入構時・講義室内等での感染防止対策は、これまでと同様です。

(3) 大学からの連絡への応答

状況により大学から連絡する場合がありますので、土日等であっても応答できるようにしておいてください。

(4) 広島県の集中対策期間中（～2/7）の過ごし方

広島県や広島市からの要請を基に次のとおりとしますので、必ず順守してください。

【基本的な感染防止の徹底等】

3密の徹底的な回避やマスク着用、手洗い・咳エチケットなどを徹底してください。（詳細は、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」の「県民の皆さまへのお願い」参照）

【接触機会の低減】（R3.1.18更新）

人と人との接触機会を低減するため、日常生活上必要な外出を含めて、可能な限り、外出機会を削減してください。

また、必要があって外出する場合においても、必ずマスクを着用した上で、可能な限り人と人との接触を避けることを心がけてください。

（詳細は、広島県「第2次新型コロナ感染拡大防止集中対策【令和3年1月18日～2月7日】」参照）

【会食や飲食店の利用】

同居する家族以外での会食等の誘いがあったときは、時期を変更するなどし、会食等に参加しないようにしてください。

同居家族と会食する場合であっても、飛沫防止のための物理的な対策等が取られている飲食店以外は、絶対に利用しないでください。

なお、学生寮食堂等での寮生の摂食については、別途、キャンパスからの指示に従ってください。

【帰省・旅行の自粛】（R3.1.18更新）

感染拡大地域（都道府県が住民に不要不急の外出自粛を呼び掛けている自治体や、直近7日間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15人以上の自治体）から、及び、感染拡大地域への帰省・旅行については、共同生活による家族間の感染拡大リスクが排除できないことから、時期の変更などを検討し、控えてください。

また、広島市と広島市外との往来（通学及び医療機関の受診を除く。）については、最大限、自粛してください。

また、広島市及び廿日市市、府中町、海田町、坂町（以下「当該地域」という。）から当該地域外へ、及び、当該地域外から当該地域への、「広島県の集中対策期間（～2/7）」における帰省・旅行についても、時期の変更などを検討し、控えてください。

なお、「広島県の集中対策期間（～2/7）」において、やむを得ず帰省・旅行した場合は、帰宅後2週間、登校せず、自宅等で待機してください。

併せて、自宅での感染防止対策の強化に努めてください（対策の内容は広島県ホームページを参照してください。）。